

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



その電話、アポ電※かも？

～知らない人物からの電話に注意！～

※アポ電とは、家族構成や資産状況を聞き出したり、生活状況を確認しようとする電話のことです。

国税局統計課というところから電話があり、年齢、健康状態など聞かれた。そして、「預貯金額は500万円以上あるか」と聞かれたので、「ある」と答えてしまった。何か被害に遭うのではないか。

振り込め詐欺や還付金詐欺、悪質商法被害のきっかけになるかもしれません！！

市役所保険課を名のる男性から「累積医療費の還付手続きを済ませていない。のちほど銀行から連絡がある」という電話があった。その後、銀行員という男性から電話があり、「手続き方法を教えるので携帯電話番号を教えてください」と言われたので、教えてしまった。



突然「国税庁だが、年金のアンケートに教えてください」という電話があった。相手に名前を聞いても名のらないのでおかしいと思い、「別のところに相談してから回答する」と返事をしたところ、「答えなければ年金をストップする」と言われた。

【被害にあわないために】

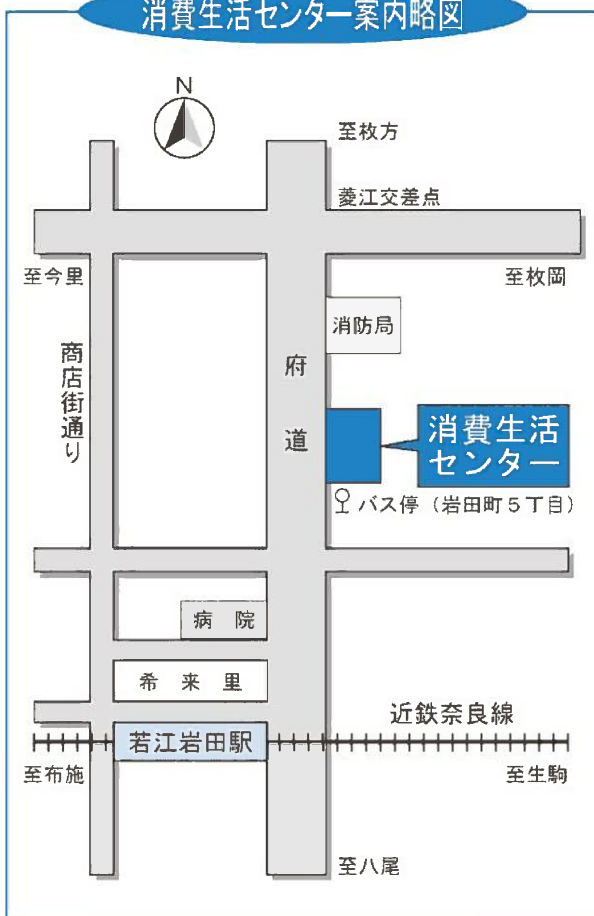
- ◎家族構成や資産状況などを聞かれたら、すぐに電話を切りましょう
⇒会話を続けることで、個人情報を知られる可能性も。
- ◎高齢者は、家族や周りの人の見守りが大切
⇒様子の変化などに気を付けましょう。
- ◎着信番号通知機能のある電話に変えたり、留守電機能を活用しましょう
⇒相手が分かってから電話に出られるような対策を考えましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん………契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!